

医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携サービスに関する指針(試行)

の印刷・配布についての通知

国衛弁老齡発[2020]23号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

(中国語原文資料 URL)

<http://www.nhc.gov.cn/ljks/tggg/202012/4b2f6ed5d52d4e88a9ded73fe766df60.shtml>

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団の衛生健康委員会、民政庁(局)、中医薬管理局:

医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携サービス提供行為を一層規範化し、医療機関と介護機関の契約締結による提携サービスの質を確実に高めるため、国家衛生健康委委員会、民政部及び国家中医薬管理局は「医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携サービスに関する指針(試行)」を制定した(国家衛生健康委ウェブサイトからダウンロード可能)。ここに印刷・配布するので、内容を確認の上実施をお願いする。

各級地方行政の衛生健康、民政、中医薬管理部門は、医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携について速やかに指導を行うべきである。各地の衛生健康行政部門は現地の実情に基づき、率先して契約書の参考様式例を作成し、現地の医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携を規範化するよう指導することができる。地方行政が政府サービス調達方式を通じて医療・衛生機関の契約締結による提携サービスを調達し、高齢者介護サービス機関の運営における圧力を軽減することを奨励する。

国家衛生健康委弁公庁 民政部弁公庁

国家中医薬管理局弁公室

2020年12月11日

医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の契約締結による提携サービスに関する指針(試行)

「国務院弁公庁転送 衛生・計画生育委員会等政府部門の医療・衛生サービスと高齢者介護サービスの相互結合の推進に関する指導意見についての通知」(国弁発[2015]84号)及び国家衛生健康委員会等政府部門の「医養結合(医療と高齢者介護の一体化)発展の一層の推進に関する若干の意見」(国衛老齡発[2019]60号)の趣旨を徹底して実行に移し、医療・衛生機関と民事主体としての資格を有する高齢者介護サービス機関(高齢者介護機関、在宅・コミュニティ高齢者介護サービス機関を含む。以下同)との契約締結による提携を指導し、医療機関と介護機関の契約締結によるサービスの質を確実に高めるため、ここに本指針を制定する。

一 適用範囲及びサービス提供方式

本指針は、医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の間の契約締結による提携サービスに適用され、以下の二つの形態の提携を含む。(1) 医療・衛生機関が、医療・衛生機関が設置されていない高齢者介護サービス機関と契約を締結することによる提携。(2) 医療・衛生機関が、医療・衛生機関がすでに設置されているものの、入所している高齢者の医療・衛生サービス上のニーズに対応できていない高齢者介護サービス機関と契約を締結することによる提携。

契約を締結した医療・衛生機関は、医療・衛生スタッフによる定期的又は随時の訪問サービスを提供することができ、またニーズに基づいて高齢者介護サービス機関に分院又は外来診療部を設置し、医療・衛生スタッフを高齢者介護サービス機関に常駐させて医療・衛生サービスを提供することができる。双方の意向に沿う場合、高齢者介護機関は、その内部に設置された医療・衛生機関の管理・運営を契約先の医療・衛生機関に委託することについて考慮することができる。

二 基本要 求

(一) 対象機関に関する要求事項。医療・衛生機関は相応の資格及び能力を備えていなければならない。高齢者介護機関は管轄当局に届出を行わなければならない。デイケアサービス機関は法に基づき登録手続きを行うとともに、高齢者介護サービスに対する総合監督・管理制度に加入していなければならない。

(二) スタッフに関する要求事項。契約を締結した高齢者介護サービス機関に入所している高齢者のために医療・衛生サービスを提供する医療・衛生機関の医療・衛生スタッフは、関連部門が発行する職業資格証明書を取得し、「中華人民共和国執業医師法」及び「護士(看護師)条例」等の要求に基づいて証明書を取得した上で勤務し、良好な職業道徳を備え、関連する知識及び技能を習得していなければならない。

(三) 提携原則。医療・衛生機関及び高齢者介護サービス機関は、その提携において「平等・自由意志・開放(オープン)」を原則とし、リソースの統合及び優位性の相互補完を図り、協力して医療・介護一体化サービスの質を高め、ウィン・ウィンを実現しなければならない。

三 サービス内容

医療・衛生機関が契約を締結した高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に対し提供する医療・衛生サービスは、主に以下を含む。基本公共衛生サービス、疾病診療サービス、医療リハビリサービス、医療介護サービス、漢方医・漢方薬サービス、メンタルヘルスサービス、ターミナルケアサービス、家庭病床（注：家庭内に病床を設け、医師が定期的に訪問する診療方法。日本の在宅型医療病床に相当）サービス、緊急救急グリーンルートサービス（注：中国語で「绿色通道」と呼ばれる、手続きを省いて迅速に診療等を受けられるようにする手段）、双方向転院・転所サービス、医薬品関連管理指導、職業訓練、伝染病予防対策及び院内感染のリスク管理に関する指導、遠隔医療サービス。医療・衛生機関はその種類及び資格に基づき、特定分野の関連サービスを提供することができる。例えば、総合病院、漢方医病院では、疾病診療、漢方医・漢方薬サービス、緊急救急グリーンルート、職業訓練等に重きを置いたサービスを、リハビリ医院（リハビリ医療センター）、護理院（護理ステーション、護理センター）（注：長期療養、リハビリ、ホスピス等のサービスを提供する医療機関で）、ターミナルケアセンターでは、医療リハビリ、医療介護、ターミナルケア、職業訓練等に重きを置いたサービスを、基層（注：行政上の末端部に位置する、地域密着型で通常は小規模の施設を指す）医療・衛生機関では、基本公共衛生サービス、疾病診療、漢方医・漢方薬サービス、家庭病床、職業訓練等に重きを置いたサービスを提供することができる。医療・衛生機関はさらに、条件を備えた高齢者介護機関内の医療・衛生機関と、双方向の転院・転所、遠隔医療サービスを展開することができる。

（一）基本公共衛生サービス。基層医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関が健康教育を適切に行うよう指導し、条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関において健康教育普及活動及び特別健康相談を実施又は健康講座を開催して、高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に疾病予防、食事・栄養、こころのケア等に関する指導を提供することができ、また、高齢者が栄養バランスのとれた食生活、体重のコントロール、適切な運動、メンタルバランス、睡眠の改善、禁煙・飲酒量の制限、科学的な受診等健康なライフスタイルの構築、保健（健康管理）意識及び能力の向上を図るために指導することができる。病気を抱える高齢者に対し、ニーズに特化した健康教育及び悪化予防介入を行う。

契約を締結した基層医療・衛生機関は、「国家基本公共衛生サービス規範（第三版）」の要求事項に基づき、契約先の高齢者介護サービス機関内の条件を満たす 65 歳以上の高齢者を対象に、無料で健康診断及び健康管理サービスを提供する。すでに確定診断を受けた本態性高血圧症及び 2 型糖尿病等の疾患を持つ高齢者に対しては、上記のサービスに加え、慢性疾患患者向け健康管理を同時に実施する。高齢者介護サービス機関に入所しているその他の高齢者に健康診断のニーズがある場合、基層医療・衛生機関と協議の上別途契約を締結して有料サービスを提供することができる。また、契約先の高齢者介護サービス機関の高齢者にワクチン接種及び健康指導を行うとともに、国及び地方行政の免疫計画に基づいて、条件に合う高齢者が当該地区の予防接種外来で免疫計画ワクチン接種サービスを受けよう指導する。条件を備えた地区では、65 歳以上の高齢者向け医療・介護一体化サービス（年二回。血圧測定、末梢血液血糖値検査、リハビリ指導、介護技能指導、保健相談、栄養改善指導を含む）並びに要介護高齢者の健康評価及び健康サービスを提供することができる。

(二) 疾病診療サービス。医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関で医師(注: 中国語では「執業医師」。開業医、勤務医の両方を指す)が入所している高齢者に一般的な疾患、よくかかる病気等の疾病に対する診療サービスを提供するように手配する。基層医療・衛生機関は、高齢者の意向に基づいてホームドクター(かかりつけ医)契約サービスを提供し、サービス項目については、サービス契約内容に基づいて確定する。慢性疾患を患う高齢者に長期処方サービスを提供する。

(三) 医療リハビリサービス。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関内で、リハビリ専門医がリハビリを必要とする高齢者に専門的な医療リハビリサービス及びリハビリ技術指導を提供するよう手配することができる。

(四) 医療介護サービス。医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関のニーズを有する高齢者に対し、医療スタッフがカテーテル管理、褥瘡管理及びその他の専門的な医療介護サービスを提供するよう手配することができる。条件を備えた医療・衛生機関は、高齢者介護ニーズ評価を展開するとともに、高齢者の健康状態及び介護ニーズ評価結果に基づいて、ニーズを有する高齢者に特定した医療介護サービスを提供することができる。

(五) 漢方医・漢方薬サービス。漢方医・漢方薬サービスを提供する資格及び能力を有する医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に、漢方医による診療、漢方に基づくリハビリ、漢方医による健康状態の把握及び評価、相談・指導、健康管理等のサービスを提供する。また契約内容に基づき、高齢者介護サービス機関の業務スタッフに漢方医・漢方薬に関する技術指導を提供し、高齢者介護サービス機関において、漢方に関する保健知識及び習得しやすい漢方マッサージ、湿布、刮痧(器具で患者の胸や背中をこすって皮膚を充血させ、内部の炎症を軽減する漢方療法)、拔罐(カッピングによる漢方療法)、漢方健康体操等の漢方保健スキル及び手法について推奨・普及することができる。

(六) メンタルヘルスサービス。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関に入所している、その方面でのニーズを有する高齢者に対し、メンタルヘルス専門スタッフによるメンタルヘルス又はこころのケア関連サービスの提供を手配することができる。高齢者の心理的特徴、認知機能、メンタルサポートのニーズなど状況に基づき、専門的な疾病診療、メンタルサポート、危機介入、コミュニケーション等のカスタマイズされたサービスを提供する。

(七) ターミナルケアサービス。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関にいる終末期を迎えた高齢者に対し、専門の医療・衛生スタッフによる症状緩和、コンフォートケア、メンタルサポート及びヒューマンケア等のサービスを提供し、契約先の高齢者介護サービス機関が臨終を迎えようとしている高齢者の家族に対して気持ちの整理、悲しみを和らげるためのサポートといったメンタルケアサービスを行うよう指導することができる。

(八) 家庭病床サービス。医療・衛生機関は、当該地区の衛生健康行政部門の指導及び規定にしたがって、契約先の高齢者介護サービス機関において家庭病床(病院以外の場所で正規の医療サービスを受けられる制度)を設け、確定診断を受けた、病状が安定している、家庭病床制度を利用する条件に適う高齢者に対し、必要な病状確認、介護、立ち会い診察及び転院サービスを提供することができる。

(九)緊急救急グリーンルートサービス。医療・衛生機関、特に二級以上の医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関に入所している、ニーズを有する高齢者を対象に緊急救急グリーンルートを開設し、救急・重症患者を中心に適切なサービスを提供する。必要に応じて、救急・重症患者を契約先医療・衛生機関又は高度医療・衛生機関に搬送し、応急手当を行う。

(十)双方向転院・転所サービス。内部に医療・衛生機関を設置している高齢者介護機関については、契約を締結した医療・衛生機関は、条件を備えた高齢者介護機関内の医療・衛生機関と双方向転院・転所体制を構築することができる。転院・転所にあたっては、医療・衛生機関の入退院基準及び双方向転院・転所の適応症指針に厳密に準拠するものとし、高齢者に継続的かつ全プロセスカバー型の医療・衛生サービスを提供しなければならない。

(十一)医薬品管理指導。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関に医薬品管理指導を行うことができる。これには日常的な医薬品の陳列、保管、品質管理等が含まれ、高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に対し合理的な服薬指導を実施することができる。

(十二)職業訓練。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護機関内設置された医療・衛生機関の医療スタッフ向けに、継続的医学教育を定期的に行うことができる。能力及び相応の条件を備えている場合、契約先の高齢者介護サービス機関の業務スタッフ向けに、応急救護等の医療・衛生専門知識及び技術に関する職業研修を実施することができる。

(十三)伝染病予防対策及び院内感染のリスク管理に関する指導。条件を備えた医療・衛生機関は、契約先の高齢者介護サービス機関が関連管理制度及び操作規範を厳格に実行するよう指導し、高齢者介護機関内の医療機関における規範化された医療廃棄物処理に協力し、伝染病予防対策及び院内感染に対するリスク意識及びリスク管理能力を高める。また、機関内の感染予防及びコントロール活動の強化、適切な伝染病予防対策、感染症流行状況モニタリング情報の報告等の業務遂行について指導を行う。

(十四)遠隔医療サービス。契約を締結した医療・衛生機関が相応の条件を備えている場合、高齢者介護機関内医療・衛生機関向けの遠隔医療サービスを実施することができる。

付属文書は、医療・衛生機関が高齢者介護サービス機関に提供する医療・衛生サービスに関する推奨内容の一覧であり、各医療・衛生機関及び高齢者介護サービス機関は、状況に応じて具体的なサービス項目を選択し、協議の上確定することができる。

四 双方の責任

(一)医療・衛生機関の責任。医療・衛生機関は、契約に基づき、契約先の高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に適切な医療・衛生サービスを提供するとともに、関連規定に基づいて、契約先の高齢者介護サービス機関の訪問・巡回診療、複数の機関で勤務する医療・衛生スタッフの勤務先の届出及び医療・衛生スタッフの医療賠償責任保険の加入及び保険料納付等の業務を果たさなければならない。契約している医療・衛生サービスの内容及び頻度等に変更が生じる場合、事前に高齢者介護サービス機関に連絡を取って協議しなければならない。

(二)高齢者介護サービス機関の責任。高齢者介護サービス機関は、契約に基づき、契約を締結した医療・衛生機関に必要な場所及び施設・設備等のサービスを提供するための環境整備を行うとともに、指導と研修を受け、契約を締結した医療・衛生機関が提出する高齢者健康教育、疾病予防、リハビリ介護、院内感染予防・管理、疫病予防対策等についての要求を実行する。また、契約を締結した医療・衛生機関に高齢者に関する健康情報を提供し、契約を締結した医療・衛生機関との提携状況について高齢者に説明し、また高齢者が重症で救命治療が必要な場合、速やかに医療・衛生機関に搬送して応急手当を行うとともに、高齢者の家族に連絡する。契約を締結した医療・衛生機関の医療・衛生スタッフの勤務時間中、その人格の尊厳と身体を守る。高齢者が医療保険の移転（注：中国の公的医療保険を出身地以外の省で使用する際の手続き）等の関連手続きを行えるよう支援する。

診療過程で医療事故又は紛争が発生した場合、契約先の高齢者介護サービス機関は、契約を締結した医療・衛生機関と高齢者及びその家族との協議による解決に協力するものとし、協議により解決できない場合には、医療・衛生機関が関連する法令の規定に基づいて対応する。

五 提携に係る費用

(一)契約先の高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に医療・衛生サービスを提供するために発生した医療費用については、医療・衛生機関が医療保険指定機関である場合、医療保険規定に基づいて保険料を支払い、高齢者が自己負担分を支払う。特別困窮者の医療費用については、基本医療保険、重病保険及び医療救済等の医療保障制度の規定に基づき支払った後、なお不足である場合は、政府の救済救助費から支援を行う。

(二)基層医療・衛生機関が契約先の高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に提供する基本公共衛生サービスが、国家基本公共衛生サービス項目規定に適合する場合、管轄の地方衛生健康行政部門が、規定に基づいて契約を締結した基層医療・衛生機関に経費を支給する。それ以外の部分については、双方が協議の上確定する。

(三)高齢者介護サービス機関と契約を締結した医療・衛生機関は、その地域の経済発展レベル、契約を結んだ高齢者介護サービス機関の規模及び入所している高齢者の健康状態、医療・衛生サービスの業務量、医療・衛生スタッフの職階並びに機関の間の距離、高齢者介護サービス機関が提供する施設・設備面でのサポート等の要素に基づき、サービス提携に係る費用について協議の上確定するとともに、サービス提携に係る費用に含まれる内容、品質、要求等を明示することができる。契約先の高齢者介護サービス機関に長期にわたって出向・常駐する医療・衛生スタッフの賃金の支払い方式については、双方が協議の上確定する。

(四)関連規定に基づき、公立医療・衛生機関は契約先の高齢者介護サービス機関から提携に係る費用を徴収することができる。政府及びその関連主管部門が定める、カウンターパート提携を結んでいる公立医療・衛生機関については、高齢者介護サービス機関に長期出向・常駐している医療・衛生スタッフに対し、正規専門技術職員としての評価及び合理的な給与及び待遇を保証しなければならない。

(五) 徴収した医療・衛生サービス提携に係る費用について、医療・衛生機関は会計監査及び管理のためこれを別勘定にするとともに、法に基づき検査・監督を受けなければならない。

六 サービス契約の締結及び履行

(一) 高齢者介護サービス機関は、距離が近くて便利、ニーズに合致している等の原則に則って、契約締結の意向を有する医療・衛生機関を科学的・合理的に確定するとともに、双方の協議及び合意を経て、医療・衛生サービス提携に関する内容及びその費用を確定する。高齢者介護サービス機関が、周辺の基層医療・衛生機関及びリハビリ、介護、ターミナルケア等の継続的治療が可能な医療機関との業務提携契約を優先して締結することを奨励する。

(二) 医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の提携契約期間については、双方協議の上決定し、期間満了後は、提携状況に基づき書面により契約を更新するか又は提携を終了する。提携については、通常、更新を優先的に考慮する。更新時には、実情に基づき契約内容を調整することができる。

(三) 契約を締結した後、医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関の双方は業務交流・調整ができる体制を構築し、速やかに提携に関する事項を検討し、問題を解決する。

(四) 契約を締結した医療・衛生機関及び高齢者介護サービス機関は、契約締結後 1 か月以内に管轄地区の県級衛生健康行政部門及び民政部門に報告する。

七 紛争の解決

医療・衛生機関と高齢者介護サービス機関が契約を締結する際は、紛争が発生した時の解決方法に関して双方が負うべき責任を明確にしなければならない。契約履行の過程で発生した紛争については、双方が既存の法律の規定に基づき、協議により解決しなければならない。協議により解決できない場合には、所在地の管轄権を有する人民法院(裁判所)に訴訟を提起することができる。

八 秘密保持条項

(一) 契約を締結した医療・衛生機関及び高齢者介護サービス機関は、契約履行の過程において知りえた相手側の業務上の秘密情報、技術面での秘密情報、高齢者の個人情報等に対して秘密保持義務を負い、法令に別段の定めがある場合を除き、いずれの一方の当事者も、いかなる場合を問わず相手側の許可を得ることなくこれを第三者に公開してはならない。本条項の規定に違反した一方の当事者は、法に基づき、相手側がこれにより被った直接的及び間接的損害を賠償する。

(二) 契約の終了後も、契約を締結した医療・衛生機関及び高齢者介護サービス機関は、依然として本条に定める秘密保持義務を履行しなければならない。

九 その他の事項

(一) 契約締結を希望する医療・衛生機関は、まず自らの医療・衛生業務責任を十分に遂行し、なお余力があることを前提条件として、「平等・自由意志、提携・ウィンーウィン」の原則に則って、高齢者介護サービス機関と提携に関する契約を締結することができる。

(二) 医療・衛生機関は、高齢者介護サービス機関との契約締結後、その合意内容に基づいて、契約先の高齢者介護サービス機関に対し、関連する医療・衛生サービスを提供する。その内容に重大な変更が生じる場合、直ちに補足契約を締結するか、又は協議の上契約の再締結を行わなければならない。

(三) 双方は、提供するサービス内容、費用徴収規則等を公示し、サービスの透明度及び認知度を高めるものとする。

付属文書：

医療・衛生機関が高齢者介護サービス機関に提供する医療・衛生サービス内容一覧(推奨)

医療・衛生機関が高齢者介護サービス機関に提供する医療・衛生サービス内容一覧(推奨)

番号	項目	サービス内容	説明
1	基本的な公 共衛生サー ビス	(1)健康教育、普及活動及び健康講座。	基層医療・衛生機関にお ける基本項目。 うち、健康診断は1回/ 年。
		(2)健康診断:体重、身長、腹囲、BMI等の一般健康診 断及び分析。血液検査、尿検査、肝機能検査、腎機能 検査、空腹時血糖値検査、血中脂質検査、心電図検 査、腹部超音波検査及びカスタマイズ検査項目。	
		(3)個人健康情報ファイルの作成。	
		(4)健康管理サービス:慢性疾患患者向け健康管理 (高血圧、糖尿病等)。漢方医・漢方薬による健康管理 (漢方医による体質把握、漢方医・漢方薬による保健指 導)。	
		(5)契約先の高齢者介護サービス機関の高齢者にワク チン接種及び健康指導を行うとともに、国及び地方行 政の免疫計画に基づいて、条件に合う高齢者が当該地 区の予防接種外来で免疫計画ワクチン接種サービス を受けよう指導。	
		(6)高齢者健康及び医療・介護一体型サービス:血圧 測定、末梢血液血糖値検査、リハビリ指導、介護技能 指導、保健相談、栄養改善指導(年二回)。要介護高齢 者の健康評価及び健康サービス。	条件を備えた基層医療・ 衛生機関で実施
2	疾病診療サ ービス	一般的な疾患、よくかかる病気等の疾病に対する診療 サービスの提供。	基本項目
		高齢者向けホームドクター契約サービスの提供。慢性 疾患を患う高齢者向けの長期処方サービスの提供。	基層医療・衛生機関にお ける基本項目
3	医療リハビ リサービス	専門的な医療リハビリサービスの提供。	条件を備えた機関で実施
4	医療介護サ ービス	専門的な医療介護サービスの提供及び高齢者介護二 ーズ評価の実施。	条件を備えた機関で実施
5	漢方医・漢 方薬サービ ス	漢方医による診療、漢方に基づくリハビリ、漢方医によ る健康状態の把握及び評価、相談・指導、健康管理等 のサービス提供。	条件を備えた機関で実施
		スタッフ向けの漢方医・漢方薬による技能研修の実施 及び漢方保健スキル並びに手法の推奨・普及。	

6	メンタルヘルスサービス	ニーズを有する高齢者にメンタルヘルス又はこころのケア関連サービスを提供。	条件を備えた機関で実施
7	ターミナルケアサービス	終末期を迎えた高齢者に症状緩和、コンフォートケア、メンタルサポート及びヒューマンケア等のサービスを提供。	条件を備えた機関で実施
		臨終を迎えようとしている高齢者の家族に対し、気持ちの整理、悲しみを和らげるための援助といったメンタルケアサービスを実施。	条件を備えた機関で実施
8	家庭病床サービス	当該地区の衛生健康行政部門の指導及び規定にしたがって、契約先の高齢者介護サービス機関において家庭病床を設置。	条件を備えた基層医療・衛生機関で実施
9	緊急救急グリーンゲートサービス	緊急救急グリーンルートを提供し、救急・重症患者を中心に適切なサービスを提供。	条件を備えた機関で実施
10	双方向転院・転所サービス	双方向転院・転所体制の構築。	条件を備えた機関で実施
11	医薬品管理指導	契約先の高齢者介護サービス機関に、日常的な医薬品の陳列、保管、品質管理等に関する指導を行い、高齢者介護サービス機関に入所している高齢者に対し合理的な服薬を指導。	条件を備えた機関で実施
12	職業訓練	契約先の高齢者介護機関内医療衛生機関の医療スタッフ向けに継続的医学教育を実施。	条件を備えた機関で実施
		契約中の高齢者介護サービス機関のスタッフ向けに応急救護等の医療衛生専門知識及び技術に関する特別研修を実施。	条件を備えた機関で実施
13	伝染病予防対策及び院内感染のリスク管理に関する指導	契約先の高齢者介護サービス機関が関連管理制度及び操作規範を厳格に実行するよう指導し、高齢者介護機関内の医療機関における規範化された医療廃棄物処理に協力。機関内の感染予防及びコントロール活動の強化、適切な伝染病予防対策、感染症流行状況モニタリング情報の報告等について指導。	条件を備えた機関で実施
14	遠隔医療サービス	高齢者介護機関内の医療・衛生機関向けに遠隔医療サービスの提供。	条件を備えた機関で実施